

# 大分県減災社会づくりのための県民条例

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 自助（第4条—第7条）
- 第3章 共助（第8条・第9条）
- 第4章 公助（第10条・第11条）
- 第5章 県民減災社会づくりの日（第12条）
- 附則

大分県は、毎年のように梅雨前線や台風等に伴う集中豪雨、暴風などの風水害に見舞われている。また、県内には多数の活断層が存在し、東南海・南海地震が高い確率で発生すると予測され、本県に甚大な被害をもたらすことが予想されている。

これら自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は、県民一人一人の日ごろの努力によって減らすことが可能である。特に、本県の複雑な地形や少子・高齢化の進展等により、多くの小規模集落が存在し、地域コミュニティの衰退が懸念される中にあることは、地域の中でのつながりや地域間の連携が大きな力となる。

私たちは、行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限におさえる減災社会を実現しなければならない。

ここに、大分県の減災社会づくりに向け、「自助」、「共助」、「公助」を基本理念とする県民運動を展開するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。以下同じ。）から県民の生命、身体及び財産を守るため、防災対策に関する基本理念を定め、防災対策の基本となる役割を明らかにすることにより、県民、事業者及び自主防災組織（以下「県民等」という。）の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害における被害を軽減する減災社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 防災対策は、被害が最小限になるよう、県民が自らの身は自らで守る自助、地域住民が互いに助け合って自分たちの地域を守る共助、並びに県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本とし、相互に連携して実施されなければならない。

### （県民等の責務）

第3条 県民等は、日ごろから災害に対する備えを心掛け、自らの防災対策を講じるとともに、地域における防災活動並びに県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 自助

### （防災知識の習得等）

第4条 県民は、防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

- 2 県民は、自らが生活する地域において、市町村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

（地震への備え）

- 第5条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。
- 2 県民は、家具、家電製品、窓ガラス等について、転倒、落下、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

（生活物資の備蓄等）

- 第6条 県民は、災害の発生に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、及び防災に関する情報を収集する手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

（自主避難等）

- 第7条 県民は、災害時において、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、自主防災組織等と連携して、自主的に避難するほか、避難勧告その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかにこれに応じて行動するよう努めるものとする。

### 第3章 共助

（自主防災組織及び事業者の役割）

- 第8条 県民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 2 自主防災組織は、市町村、事業者、関係機関等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情にあわせて日常的に行うとともに、災害時には情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救助その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として、地域における防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

（災害時要援護者の支援体制の整備）

- 第9条 自主防災組織は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等であって災害時に支援を要する災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村、関係機関等と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

### 第4章 公助

（県の責務）

- 第10条 県は、国、他の都道府県、市町村その他の関係機関と連携し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画に定める防災対策を着実に実施するとともに、自助、共助に基づく防災対策の重要性の啓発を行い、県民等の自発的な防災活動の促進を図るものとする。

(市町村の役割)

第 1 1 条 市町村は、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県、自主防災組織その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。

## 第 5 章 県民減災社会づくりの日

(県民減災社会づくりの日)

第 1 2 条 減災社会づくりに向けた県民運動を展開するため、県民減災社会づくりの日を設ける。

2 県民減災社会づくりの日は、毎月 1 日とし、県民等は自らの防災対策の点検及び一層の充実に努め、県は市町村等と連携して県民等の防災意識の高揚を図るための啓発活動を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。